

行政機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第10号

行政機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則

(倉吉市事務分掌条例施行規則の一部改正)

第1条 倉吉市事務分掌条例施行規則(昭和52年倉吉市規則第26号)の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(課及び内部組織の設置)			(課及び内部組織の設置)		
第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課(課に相当するものを含む。以下同じ。)を置き、その内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。			第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課(課に相当するものを含む。以下同じ。)を置き、その内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。		
部	課	内部組織	部	課	内部組織
総務部	略		総務部	略	
	企画課	企画係 広報係 秘書係 <u>美術館まちづくり推進室</u>		企画課	企画係 広報係 秘書係
	情報政策課	情報政策係			略
略		略			
市民生活部	市民課	市民サービス係 <u>マイナンバー係</u>	生活産業部	市民課	市民サービス係 <u>情報管理係</u>
	略			略	
	地域づくり支援課	<u>地域活動係</u> <u>市民協働係</u>	地域づくり支援課	<u>移住定住係</u> <u>市民活動係</u> <u>スポーツ文化交流係</u> <u>ワールドマスタースターズゲームズ推進室</u>	
	略		略		
環境課	略		環境課	略	
	環境課	略	農林課	農林振興係 地籍係	
	農工観光課	商工係 観光係	商工観光課	商工係 観光係	
経済観光部	農林課	農林振興係 <u>地籍係</u>			
	しごと定住促進課	雇用政策・企業支援係 <u>地域活性係</u>			
	観光交流課	観光政策係 <u>文化スポーツコンベンション推進係</u>			
略		略			
建設部	略		建設部	略	
	地域整備課	<u>地域整備係</u>		地域整備課	<u>農村整備係</u> <u>治山林道係</u>
	略			略	

(総務部各課の分掌事務)

第3条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1)～(8) 略

(9)～(14) 略

情報政策課

(1) 地域の情報化に関すること。

(2) 行政の情報化に関すること。

(3) 庁内LANの運用管理に関すること。

(4) 電子計算組織の管理運営に関すること。

(市民生活部各課の分掌事務)

第4条 市民生活部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

市民課

(1)～(13) 略

(14) 略

税務課 略

地域づくり支援課

(1)～(3) 略

(4)～(9) 略

人権政策課 略

環境課 略

(総務部各課の分掌事務)

第3条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1)～(8) 略

(9) 地域の情報化に関すること。

(10)～(15) 略

(生活産業部各課の分掌事務)

第4条 生活産業部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

市民課

(1)～(13) 略

(14) 行政の情報化に関すること。

(15) 庁内LANの運用管理に関すること。

(16) 電子計算組織の管理運営に関すること。

(17) 略

税務課 略

地域づくり支援課

(1)～(3) 略

(4) 移住・定住に関すること。

(5) 若者の定住化に関すること。

(6)～(11) 略

(12) 国際交流及び国内交流に関すること。

(13) 文化行政の企画、総合調整及び推進に関すること。

(14) 地域文化の振興に関すること。

(15) 各種文化団体の育成援助に関すること。

(16) スポーツコンベンションに関すること。

(17) ワールドマスターズゲームズに関すること。

(18) 文化活動センターに関すること。

人権政策課 略

環境課 略

農林課

(1) 農業、畜産業、林業及び水産業の振興に関すること。

(2) 農業振興地域整備計画に関すること。

(3) 農産物の流通に関すること。

(4) 農林関係資金に関すること。

(5) 森林環境整備及び市行造林に関すること。

(6) 農業再生に関すること。

(7) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に

関すること。

- (8) 農林水産物の地産地消に関すること。
- (9) 農林特産物の保護奨励に関すること。
- (10) 地籍調査に関すること。
- (11) 農村環境改善センターに関すること。
- (12) 農村多目的集会施設に関すること。
- (13) 農村広場に関すること。
- (14) 山村集会所に関すること。

商工観光課

- (1) 商工業の振興及び指導に関すること。
- (2) 流通組織の指導及び育成に関すること。
- (3) 中小企業の金融に関すること。
- (4) 雇用対策及び労働福祉に関すること。
- (5) 企業立地に関すること。
- (6) 企業団地に関すること。
- (7) 倉吉市関西事務所との連絡調整に関する
こと。
- (8) 計量器に関すること。
- (9) 鉱業に関すること。
- (10) 観光の振興及び開発に関すること。
- (11) 観光行事及び観光宣伝に関すること。
- (12) 関金温泉の活性化に関すること。
- (13) 中心市街地活性化の推進に関すること。
- (14) ふるさと納税に関すること。
- (15) まちかどステーションに関すること。
- (16) 倉吉線鉄道記念館に関すること。
- (17) せきがね湯命館に関すること。
- (18) 関金都市交流センターに関すること。
- (19) 関金生産物直売食材供給施設に関するこ
と。
- (20) せきがね簡易宿泊施設に関すること。
- (21) エキパル倉吉に関すること。
- (22) 倉吉駅周辺駐車場に関すること。

(経済観光部各課の分掌事務)

第5条 経済観光部各課の分掌事務は、次のとおり
とする。

農林課

- (1) 農業、畜産業、林業及び水産業の振興に
関すること。
- (2) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (3) 農産物の流通に関すること。
- (4) 農林関係資金に関すること。
- (5) 森林環境整備及び市行造林に関するこ
と。
- (6) 農業再生協議会に関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化
に関すること。
- (8) 農林水産物の地産地消に関すること。
- (9) 農林特産物の保護奨励に関すること。
- (10) 地籍調査に関すること。

- (11) 農村環境改善センターに関すること。
- (12) 農村多目的集会施設に関すること。
- (13) 農村広場に関すること。

しごと定住促進課

- (1) 商工業の振興及び指導に関すること。
- (2) 流通組織の指導及び育成に関すること。
- (3) 中小企業の金融に関すること。
- (4) 雇用対策及び労働福祉に関すること。
- (5) 企業立地に関すること。
- (6) 企業団地に関すること。
- (7) 中心市街地活性化の推進に関すること。
- (8) 倉吉市関西事務所との連絡調整に関する
こと。
- (9) 計量器に関すること。
- (10) 鉱業に関すること。
- (11) ふるさと納税に関すること。
- (12) 移住・定住に関すること。
- (13) 若者の定住化に関すること。

観光交流課

- (1) 観光の振興及び開発に関すること。
- (2) 観光行事及び観光宣伝に関すること。
- (3) 関金温泉の活性化に関すること。
- (4) 国際交流及び国内交流に関すること。
- (5) まちかどステーションに関すること。
- (6) 倉吉線鉄道記念館に関すること。
- (7) せきがね湯命館に関すること。
- (8) 関金都市交流センターに関すること。
- (9) 関金生産物直売食材供給施設に関する
こと。
- (10) せきがね簡易宿泊施設に関すること。
- (11) エキパル倉吉に関すること。
- (12) 倉吉駅周辺駐車場に関すること。
- (13) 文化行政の企画、総合調整及び推進に
関すること。
- (14) 地域文化の振興に関すること。
- (15) 各種文化団体の育成援助に関すること。
- (16) スポーツコンベンションに関すること。
- (17) 文化活動センターに関すること。

第6条 略

(建設部各課の分掌事務)

第7条 建設部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設課

- (1)～(7) 略
- (8) 治山及び土砂災害等危険防止に関する
こと。

地域整備課

- (1)～(3) 略

第5条 略

(建設部各課の分掌事務)

第6条 建設部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設課

- (1)～(7) 略

地域整備課

- (1)～(3) 略
- (4) 治山及び土砂災害等危険防止に関するこ

<p>(関西事務所)</p> <p>第8条 <u>経済観光部</u>の所管に属する分課機関として関西事務所を次のとおり置く。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>(職制)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総務部に防災調整監及び<u>検査専門監</u>又は検査専門員を置く。</p> <p>4・5 略</p> <p>(職務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>検査専門監</u>及び検査専門員は、上司の命を受け、工事の検査に関する事務を担当する。</p> <p>9～14 略</p> <p>第11条～第14条 略</p>	<p>と。</p> <p>(関西事務所)</p> <p>第7条 <u>生活産業部</u>の所管に属する分課機関として関西事務所を次のとおり置く。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>(職制)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総務部に防災調整監及び検査専門員を置く。</p> <p>4・5 略</p> <p>(職務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 検査専門員は、上司の命を受け、工事の検査に関する事務を担当する。</p> <p>9～14 略</p> <p>第10条～第13条 略</p>
---	--

(倉吉市上席職員規則の一部改正)

第2条 倉吉市上席職員規則（昭和39年倉吉市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(上席職員)</p> <p>第2条 市長の職務を代理する上席の職員は、次の順位によるものとする。</p> <p>(1) 総務部長</p> <p>(2) <u>市民生活部長</u></p>	<p>(上席職員)</p> <p>第2条 市長の職務を代理する上席の職員は、次の順位によるものとする。</p> <p>(1) 総務部長</p> <p>(2) <u>生活産業部長</u></p>

(倉吉市公印規則の一部改正)

第3条 倉吉市公印規則（昭和35年倉吉市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">公印の名称</td> <td style="width: 15%;">形式</td> <td style="width: 5%;">書体</td> <td style="width: 10%;">寸法 (ミリメートル)</td> <td style="width: 5%;">使用区分</td> <td style="width: 5%;">個数</td> <td style="width: 10%;">管守主管</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	個数	管守主管	略							<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">公印の名称</td> <td style="width: 15%;">形式</td> <td style="width: 5%;">書体</td> <td style="width: 10%;">寸法 (ミリメートル)</td> <td style="width: 5%;">使用区分</td> <td style="width: 5%;">個数</td> <td style="width: 10%;">管守主管</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	個数	管守主管	略						
公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	個数	管守主管																							
略																													
公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	個数	管守主管																							
略																													

しごと 定住促 進課専 用鳥取 県倉吉 市長の 印	しごと定住促進課	古 印 体	方21	営業 証明 事務 中小 企業 信用 保険 法 (昭 和25 年法 律第 264 号) 第2 条第 5項 に規 定す る特 定中 小企 業者 及び 同条 第6 項に 規定 する 特例 中小 企業 者に 係る 認定 に関 する 事務	1	しごと 定住促 進課
	鳥取県 倉吉市 長専用					
略						

別表第3 (第4条関係)

機関 及び 補助 職員	公印の 名称	形式	書 体	寸 法 (ミリ メー トル)	個 数	管 守 主 管	備 考
略							

商工観 光課専 用鳥取 県倉吉 市長の 印	商工観光課	古 印 体	方21	営業 証明 事務 中小 企業 信用 保険 法 (昭 和25 年法 律第 264 号) 第2 条第 5項 に規 定す る特 定中 小企 業者 及び 同条 第6 項に 規定 する 特例 中小 企業 者に 係る 認定 に関 する 事務	1	商工 観光 課
	鳥取県 倉吉市 長専用					
略						

別表第3 (第4条関係)

機関 及び 補助 職員	公印の 名称	形式	書 体	寸 法 (ミリ メー トル)	個 数	管 守 主 管	備 考
略							

			住促進課				
			略				略
			1 健康推進課				1 健康推進課
			略				1 環境課
略			略				
略			略				

(倉吉市職員職名規則の一部改正)

第4条 倉吉市職員職名規則(昭和41年倉吉市規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の職)</p> <p>第2条 職員の職は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>部長、参事、次長、防災調整監、会計管理者、<u>検査専門監</u>、課長、所長、局長、主査、園長、室長、課長補佐、所長補佐、局長補佐、企画員、主計員、副園長、検査専門員、保育指導主事、係長、主幹、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、主任、主任技師、主任保育士、主任児童指導員、主任保健師、主任看護師、主任社会福祉主事、主事、技師、保育士、児童指導員、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、社会福祉主事、人権文化センター指導員、運転士、交換士、ボイラー技士、建築主事、建築監視員、安全管理者、衛生管理者、出納員、分任出納員、安全運転管理者、副安全運転管理者、作業管理員、固定資産評価補助員、統計主事、自動車整備管理者、運転手、交換手、ボイラー技手、調理員、土木工手、看守人、衛生員</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第2条 職員の職は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>部長、参事、次長、防災調整監、会計管理者、課長、所長、局長、主査、園長、室長、課長補佐、所長補佐、局長補佐、企画員、主計員、副園長、検査専門員、保育指導主事、係長、主幹、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、主任、主任技師、主任保育士、主任児童指導員、主任保健師、主任看護師、主任社会福祉主事、主事、技師、保育士、児童指導員、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、社会福祉主事、人権文化センター指導員、運転士、交換士、ボイラー技士、建築主事、建築監視員、安全管理者、衛生管理者、出納員、分任出納員、安全運転管理者、副安全運転管理者、作業管理員、固定資産評価補助員、統計主事、自動車整備管理者、運転手、交換手、ボイラー技手、調理員、土木工手、看守人、衛生員</p>

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第5条 職員の職務の級の分類に関する規則(昭和51年倉吉市規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>別表(第2条関係)</p> <p>行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級組織</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>課長 所長 局長 主査 園長 <u>検査専門監</u></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級組織	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	市長の事務部局	略	略	略	略	略	課長 所長 局長 主査 園長 <u>検査専門監</u>	略	略	<p>別表(第2条関係)</p> <p>行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級組織</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>課長 所長 局長 主査 園長</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級組織	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	市長の事務部局	略	略	略	略	略	課長 所長 局長 主査 園長	略	略
職務の級組織	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																													
市長の事務部局	略	略	略	略	略	課長 所長 局長 主査 園長 <u>検査専門監</u>	略	略																													
職務の級組織	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																													
市長の事務部局	略	略	略	略	略	課長 所長 局長 主査 園長	略	略																													

略

略

(倉吉市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第6条 倉吉市職員の管理職手当に関する規則(昭和38年倉吉市規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第1条関係)			別表(第1条関係)		
組織の区分	職名	支給月額	組織の区分	職名	支給月額
市長事務部局	略		市長事務部局	略	
	課長	略		課長	略
	所長			所長	
	局長			局長	
	主査			主査	
<u>検査専門監</u>					
	略		略		
略		略			

(倉吉市の緑を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第7条 倉吉市の緑を守り育てる条例施行規則(昭和60年倉吉市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務の処理) 第10条 審議会の事務は、 <u>市民生活部</u> で処理する。	(事務の処理) 第10条 審議会の事務は、 <u>生活産業部</u> で処理する。

(倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則(平成28年倉吉市規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(編成) 第7条 実施隊の実施隊員(条例第4条第2項第1号に掲げる者を除く。)の定数は、50人以内とする。 2 実施隊に隊長及び副隊長を置く。 3 隊長は、 <u>経済観光部農林課長</u> をもって充て、市長の指揮監督のもと、農林水産業関係機関及び近隣市町村と緊密な連携を図りながら実施隊を統括する。 4 副隊長は、隊長の指名により選任し、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。	(編成) 第7条 実施隊の実施隊員(条例第4条第2項第1号に掲げる者を除く。)の定数は、50人以内とする。 2 実施隊に隊長及び副隊長を置く。 3 隊長は、 <u>生活産業部農林課長</u> をもって充て、市長の指揮監督のもと、農林水産業関係機関及び近隣市町村と緊密な連携を図りながら実施隊を統括する。 4 副隊長は、隊長の指名により選任し、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。
(庶務) 第9条 実施隊の庶務は、 <u>経済観光部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 実施隊の庶務は、 <u>生活産業部</u> において処理する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。